

# 民営・分割支持、新会社でも争議権自肅

**労使協議制を基軸に協力体制を鮮明**

## 国鉄史上画期的な平和協定の継承に踏み切る

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

国鉄と国鉄改革労働組合協議会は「第二次労使共同宣言」（今後の鉄道事業のあり方についての合意事項）を締結した。一方国鉄監査委員会も機を一つにして監査報告書を橋本運輸大臣に提出し、「鉄道事業の維持、発展には民営・分割、労使関係の安定が不可欠」と指摘。「第二次労使共同宣言」は更に労使一体となつて国鉄改革に取り組むため、一、組合側は国鉄改革は分割民営化しかないとの認識に立つ、二、国鉄改革労組協と国鉄が作る「国鉄改革労使協議会」を今後の労使関係の基軸に置く、組合は鉄道事業の健全経営が定着するまでストライキ行使を自粛する、三、今後の鉄道事業は企業人としての自覚、意欲ある者により担われるべきである、が骨子となつてゐる。一月に鉄労、動労、全施労、同五月に真国労が当局との間で締結した労使共同宣言をさらに発展させたもので、改革労組協議会が国鉄内の一企業一組合を目指し、主流組合としての地位確立を図つており、分割民営に反対する国労はさらに窮地に立たされることになる。

労  
企  
公  
ト  
一  
ボ  
レ

▽：第二次共同宣言は、今年七月に、鉄労、動労、全施労、真国労の四組合が協議会を結成、国鉄の分割民営後をにらんだ新しい事業体の労使関係の確立を目指し共同歩調をとつて活動する方針を打ち出し、当局と国鉄改革労使協議会を設置し、協議を重ね、来年四月に向け、労使とも限られた時間の中で、国鉄改革を進めるため、労使がさらに共通認識を高めることにしている。組合側は改革労組協の組合員を新事業体に優先雇用することを明文化するよう求めていたが、文書表現として明確になつていなか、『国鉄改革労使協議会』が今後の鉄道事業における労使関係の基軸として発展的に位置づけられるよう、緊密な連携、協議を行うとし組合側の要求を一応配慮した形となつてゐる。

▽：第一次共同宣言の基本は雇用問題を円滑に推進する、そのための自助努力の徹底、国民各層の進歩とともに、そのための労使協議制を形成、新鉄道事業体の誕生が待れる。

第2,154号 昭和61年9月5日

国 鉄

昭和61年9月5日

# 民間型労使関係確立に向け着実に前進 —新事業体の雇用問題に一定のニュアンス—



国鉄・葛西職員局次長

行った訳です。そこで、今までの労使共同宣言はどうなるのかと言えば、それは依然として生きている訳です。ですから、ストライキはやらない、合理化を進める、職場規律を是正する、あるいは余剰人員対策を推進していくということも、そのままやっていくということです。今回は、それに第二次共同宣言を付け加えて、第一次と併行して進めていくということです。

その中味としては、一つに今後の鉄道事業のあるべき姿というのはどういうものかということで、

## 民営分割以外國鉄改革の道なし

「鉄道改革」というのは、分割・民営による以外にないということを認め、しかもその方向に沿って一致協力をして尽力をしましようという約束をした訳です。もう一つは、これから労使関係といふのは、どういうふうにあるべきなのかということで、まず協調路線をベースとして、これを結ぶ協議会などの組合は、いずれ一本化の方向を推し進めていくということを言っている訳です。そういうような中で、新らしい今後の鉄道事業の中ににおいて、労働組合協議会が、労使関係の基軸になっていくようにしていこうという認識を明らかにしている訳です。そういうことの結果として、新事業体になってストライキ権が与えられた場合でも、健全経営が定着するまでの間は、ストをやらないということを言っている訳です。これが、労使関係の共通認識です。

それから、新しい鉄道事業体における望ましい職

3 (昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

トーポー  
第一次の成果を確認、更に拡大へ

【今回、第二次労使共同宣言を締結された訳ですが、今後どのように取り運んでいかれるのか】

一月に締結した労使共同宣言の基本となっているのは、雇用問題を円滑に推進することです。そのためには、自分たちの自助努力というものを徹底するということです。それによって、国民各層の理解、共感を得て、雇用対策をスマーズにしていこうということで始めた訳です。そして、大変大きな成果をあげてきたわけです。

その労使共同宣言を結び、雇用対策を進めてきた過程で、労使間の信頼関係というものが、さらに一段と深まり、その結果として、単に雇用関係だけではなく、今後の鉄道事業といふのは、どういうふうにあるべきか、それが健全な発展を遂げていくために労使は何をしたらよいのかというようなことについて、共通認識ができたところをここで再度確認し、整理して、さらに労使の一一致協力の成果を拡大していくことで、第二次共同宣言を

員の姿というものについても確認しています。それは当然のことですが、能力、技能に優れているだけでなく、企業人としての意識を持つとか、あるいは向上心、意欲を持つような職員でなければいけないということです。そしてこのような認識の下で労使共同宣言を結び、派遣など三本柱や企業人教育、広域異動などの施策を今まで進めてきたわけであり、実績も上げてきたのだということを相互に認めている訳です。例えば、派遣、休職などの三本柱というのは、ある意味ではそういうことの現われで、派遣を行ってきた人とか、休職でいろんな勉強をしてきた人は、新しい事業体を担うにふさわしいような素養を身につけてきたという面が十分にあるということを認め

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

企業の下で労使共同宣言を結び、派遣など三本柱や企業人教育、広域異動などの施策を今まで進めってきたわけであり、実績も上げてきたのだということを相互に認めている訳です。例えば、派遣、休職などの三本柱というのには、ある意味ではそういうことの現われで、派遣を行ってきた人とか、休職でいろんな勉強をしてきた人は、新しい事業体を担うにふさわしいような素養を身につけてきたという面が十分にあるということを認め

## 新事業体における労使関係展望

ボーレー企公労の三本柱というのには、ある意味ではそういうことを相互に認めている訳です。例えば、派遣、休職などの三本柱というのには、ある意味ではそういうことの現われで、派遣を行ってきた人とか、休職でいろんな勉強をしてきた人は、新しい事業体を担うにふさわしいような素養を身につけてきたという面が十分にあるということを認め

第一次の共同宣言というのは、雇用対策の推進というを中心にして、現時点、そして、新事業体が発足するまでの間に何をするのかということを基本に据えていました。つまり、雇用対策ですから、結果として、雇用安定協定を結ぶか結ばないかという問題とリンクしている訳です。今度のは、現時点からスタートして、新しい事業体に移行した後についてのことです。要するに、今後の鉄道事業というのは、どういう姿であるべきなのか、どういう労使関係であるべきなのか、どういう職員が担うべきなのかということを双方で確認をしている訳です。ですから、前回のは、改革されるまでの間であって、今度のは、今からスタートして改革された後にも何をやっていくのかということを考えに入れていくことです。その効果

## 新事業体の雇用に積極的な一面

というのは、新しい事業体における雇用の展望をどう聞いていくのかという問題になって、第一次共同宣言が、雇用安定協定であったのに対しても、今回は、新事業体における職員の雇用という問題に一定のニュアンスが出てきているということになりましたが、あると思います。

【そういうものを受けて締結をしたということですが、これに対する当局の受け止め方というのはどうしたことですか】

新しい労使関係を築いていく上で、非常に大きな前進であると思います。第一次共同宣言が締結されて以来、労働組合側の動きとしては、四組合の国鉄改革労働組合協議会というものが結成されています。これは、いざれ連合体から組合の一本化

昭和61年9月5日  
第2,154号

【第一次共同宣言は、雇用問題に限るという感じ

をめざしていくということを明らかにしている訳です。もう一つの動きとして地域的、系統的に多くの組合が生れており労使共同宣言路線を歩んでいます。これらも、第二次共同宣言の中に入っています。いくことによって、今後の鉄道事業におけるるべき労使関係に向っての大きな軸ができることがあります。

これは、非常に大きなことだと思います。やはり、民間型の労使関係というものが形成されるということが、改革の大きな成果として期待されている訳で、民営化したにもかかわらず、公社と同じような労使関係がそのまま継続されれば、企業は成ふるに見れば、非常に意味のあることであると思

なります。

昭和61年9月5日  
これは、非常に大きなことだと思います。やはり、民間型の労使関係というものが形成されるということが、改革の大きな成果として期待されている

ことが、改革の大きな成果として期待されている訳で、民営化したにもかかわらず、公社と同じような労使関係がそのまま継続されれば、企業は成

ふるに見れば、非常に意味のあることであると思

### 民営化の労使関係へ着実に前進

ト  
り立たない訳ですから、今の段階から民営化され  
た後にも通用する労使関係の芽が出てきたとい  
ふうに見れば、非常に意味のあることであると思

【ところで、国労との関係は、どのようになって  
いるのですか】  
世の中はどんどん変わっていますから、その流れの  
なかで国労は、とり残されてきているように見受けられ、そういう印象はぬぐい切れないところが  
あります。このままでギャップは、だんだん拡大していかざるを得ないと思いますので、もう少し機敏に事態の流れに対応していくことを期待したいと思います。

（文責記者）

## 国鉄改革唯一の道「民営分割」を再確認

### 意識改革を徹底して進めることが目的



改革労組協・志摩議長

### 四組合の関係はますます緊密化

【今回、第二次労使共同宣言をされましたか、そ  
の意義と目的をお伺いしたい】

七月三〇日に「国鉄改革労働組合協議会」として当局と国鉄改革労使協議会を開催して、我々が申し上げたことについてそれぞれ協議して参りましたことが、合意された事項として、俗にいう第二次労使共同宣言が出来た訳です。

来年四月に向けて限られた時間での労働運動ですから、中心課題は国鉄改革に向けざるを得ないのでは何としても労使がさらに共通の認識を高めなければならぬというものが狙いで、第一次の共同宣言を結んでおりますが、共同宣言の趣旨等について、地方管理局等ではまだ生かされていない所もありますから、その意味でも意識改革を徹底して

います。つまり、第一次共同宣言で一つの項目ができて、第二次共同宣言で一段とその流れが強くなったということです。

【そうしますと、国鉄改革労組協議会の路線とい  
うものが国鉄の労働運動の中で主流的な動きとし  
て定着しつつあるということですね】  
民間型の労使関係に向けての動きが、着実に実績を上げつつあるということです。

【ところで、国労との関係は、どのようになって  
いるのですか】  
世の中はどんどん変わっていますから、その流れの

なかで国労は、とり残されてきているように見受けられ、そういう印象はぬぐい切れないところが

あります。このままでギャップは、だんだん拡

大していかざるを得ないと思いますので、もう少

し機敏に事態の流れに対応していくことを期待し

たいと思います。

進みたいというのと、今後の鉄道事業のあり方にについての合意をしたという目的です。

【新事業体に向けて、改革労組協議会が主流組合として、リーダーシップを取るのだという考え方

が背景にありますか】

一つは鉄道事業のあるべき方向については、どなたがどういっても民営分割以外に鉄道事業は存続しえないことが明白な訳ですから、それに反対する労働組合に歩調を合せるわけにはいきませんし、民営分割以外に国鉄を改革する方向はないということを労使が再確認したということです。

【今回、第二次労使共同宣言を行ったことにより改革労組協議会の四組合の歩調が益々整ったと見てよろしいでしょうか】

もともと改革協議会を作ったのは、経営問題、雇用問題を中心に共通する課題について共同歩調を取りうることでやつて来た訳ですから、改革

労働組合協議会というのはこういう問題を手がけていく目的を持っている限りは益々、その関係についても親密な関係になったと思います。

【今後の鉄道事業に向けて、望ましい職員像の指導にどのような取り組みをされますか】

国鉄改革の必要性を認めている労働組合とそうでない労働組合がある訳ですから、国鉄改革は民営分割以外にないのだということで一生懸命努力している労働組合を基軸として、さらにそういう人達が、新たな事業体における職員として採用されるだろうということを我々は当局に求めてきたところですが、これからもそのことは強く求めていかねばならないと思っております。望ましい職員の方いうのは率直に申し上げて、民営分割に反対という人は新しい事業体にはいきたくないといっているのと同じで、その人が新事業体に採用されることはないと考えております。（文責記者）

## 新事業体移行以後の課題に踏み込む さらに民間手法を導入、創造的に活動

についてお伺いしたい】

これには二つの意義があります。第一は、最初の共同宣言でのべられている内容を深めたことです。たとえば雇用の問題など、きわめて表現が豊かであり、一層突っ込んだものとなっています。第二に、第一共同宣言が、改革をするまでのものであったのに対し、これは新事業体移行以降における労使間の問題についてふれていることです。たとえば新事業体のあるべき方向、それを目的にした労使のあり方などで、改革協の側も、スト権が付与されたとしても行使については経営基盤が安定するまでは保留するということになっています。

### スト権、経営基盤確立まで保留

【今回の共同宣言は第一回のものをさらに発展、深化させたものと思われますが、この意義、狙い



勤労・福原書記長

公企労レト

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

【分割民営を積極的に認めるという方向を明確にしているわけですか】

分割民営化をめぐっての国民的な議論、政府法案が出されたという事実を踏まえての政治的方針など、全体的な状況としていまや分割民営の流れを逆流させるとか、単に反対を表明するとかいうことで国鉄改革はできません。したがって、分割民営という方向を確認した上で、メリット部分を

具体的にどう解決するかということに軸を移動して全力をあげない限り、新事業体の発展は勿論維持されきれないという考え方にはあります。さうに全国大会を通じ、われわれの考え方も組織全体で意思統一されましたから、この状況を踏まえ今回の宣言で態度を明確にしたわけです。

【社会党との関係はどうなりますか】

われわれは社会党と支持協力関係にあり、全国大會でも社会党案を上台に、薄めて横に広げるとい

うことを打ち出したわけです。社会党案が国会で有効に機能するかという点では大きな疑問があり、その内容について具体的に問題提起しますが、共産党を除く各野党と連携、政府案を土台として論議しないと、国民の理解は得られないと思う。そういう意味での限界を社会党案はもっています。

【望ましい職員像をめざし、組合員をどう指導されますか】

基本的には、労働が従来からやってきたことと変わりません。新事業体になつても、状況がバラ色というわけではなく、黒字基調を維持するにはみなみならぬ努力が必要です。そこにいる組合員は、ちゃんと民間的手法を導入し、創造的に活動し、口たけでなく、骨身を削り、民間的精神をわがものとし、新事業体で自分の力を發揮することです。この点を全組合員に指導してきましたし、今後もその方針です。

（文責記者）

## 改革協議会、国民に社会的責任を明確化

### 第二次共同宣言へ総結集、雇用は確保した

る立場で行われた訳ですが、締結のねらい、その意味するところを全施劳はどう考えておられるか】



全施劳・滝口書記長

国鉄改革は、どんな事情があつても国民的課題としてやらなければならぬという立場で、第一次労使共同宣言を明確にしながら努力し、今日の社会状況からも、国民からも期待されており、当然我々の立場からすれば、今后の鉄道事業の健全な経営を目指して、労使が更に努力と協力をしなければならないということで第二次共同宣言を締結した訳です。

【今回の第二次労使共同宣言は、新事業体へ踏み込んで新しい労使のあり方、民営・分割を支持す

本音で国民に社会的責任を明確化

ところが、今までこの第二次労使共同宣言前までは、それぞれ路線の違いがあつたから、国鉄改革

協議会といふものの、それぞれ組合の自主性、主体といふものによつて一般論的に通用する国鉄改革という言葉を使つてきましたが、第二次労使共同宣言の中でも明確にしたように、我々が国鉄事業

発展のためには、現実的な改革の方法は分割・民営が基本であるといふ認識に立つて、逃げの言葉ではなくて、正に、正面きつて国民の前に労働組合が社会的責任を明確にした。少くとも、改革協議会に参画した労働組合、我々と志を同じくする人達は、組織の統合、統一を対等・平等の立場で確立して、健全な労使関係を作ることが国民の期待に応えるものであるといふ強い認識を持つています。この立場を重視するならば、民営化されてスト権が付与されたとしても、健全な新事業体が確立されるまでは、争議権については自肅することを国民の前に明らかにし、このことによって共鳴、共感が得られる労働運動が出来ると思います。

【もう一点、非常に組合が関心があるのは、新事業体へのバスポートの件だと思いますが】  
第一次労使共同宣言の時に、雇用を確定するという立場で、労使が相協力して国鉄改革を進めるということであつた訳ですが、だからといって全員が新事業体へ行けるという訳ではなくても、労使共同宣言を締結した労働組合こそは、眞面目に働く人達であり、当局自体も採用権が現在の当局にある訳でないから、そこまで突込んだ表現の仕方はかなり難しいと思います。しかし、労使で一次二次と締結した経緯からも共同宣言締結に結集した労働組合に総結集する組合員は、全て、雇用は完全に守られていると確信する。（文責記者）



国労・下田書記長

## 本人の希望が生かせれば率直、柔軟に対応

## 雇用問題で労使共通の土俵作りに全力

【四組合は第二次共同宣言を予定していますが、これに対してどう見ておられますか】

国労を意識しての姑息な手段

まだ十分に内容を検討していませんが、印象を率直に申し上げれば、今回は前回と違つて四組合側から提案されたものと思います。經營形態問題が国会で議論されていますが、それはそれとして当事者である労使がそれに対する一定の考え方をもつことはありうるでしょう。しかし職場では、国労にいれば新事業体には行けないなどいながら、四組合の方々も雇用を守る自信がないから、いろいろなことをやるのだと思います。できることなら、国鉄に働く全ての人たちが心配のない形で配置替えされるのが望ましいが、二二万五千人という枠があり、旧国鉄に組合の人を残したくな

同時に、社会的責任が果せる労働組合の確立が出来るものだという立場で、第二次労使共同宣言を締結したのが、全施労の協議会に参画した本当の立場です。

【もう一点、非常に組合が関心があるのは、新事業体へのバスポートの件だと思いますが】

昭和61年9月5日

いという目先のことだけできゅうきゅうとしているのではないでしようか。しかもこれは最終的に国会で決められることです。もし新しい体制になつたとしても、鉄道というのは大切な仕事ですし、そんなことで労々対立、労使対立でゆれることは利用者国民のためにもプラスにならないと考えます。私どもは、一番大切な雇用問題を考えたとき、本人の希望が生かせるということを基本に、その要求が通るとすれば柔軟に対応するという立場です。それに対して、お前らは連れていかないぞとハーダルを高くしたのでしょうかが、かなりコソクな手段だと思います。私どもの組織はそういうことでつぶれるようなものではありません。

【大会で大胆な妥協を選択され、雇用不安の解消に努力されておられます】 今后の対応は

とりあえず昨日まで雇用を守るための基本を作り上げ、本日当局に提出することになっています。

ト  
一  
ボ  
レ  
企  
公  
労  
レ  
昭和61年9月5日

（文責記者）

# 非課税制度堅持、金融自由化対策が柱

## 資金運用権、高齢者貯金、国債再販要求

### 六二年度概算要求、時代に合った積極政策を組立

政 郵

郵政省は、郵便貯金が百兆円を越え、財界、銀行筋の「郵貯つぶし、民営圧迫論」が潜在する中で理論武装を強化、事業・行政の一本化を進めて、六二年度概算要求に際し時代の変化に的確に対応するため、非課税制度の堅持、金融自由化対策を中心とした基本的な郵政政策を明らかにした。非課税制度は明治八年郵貯発足以来の制度の根幹で、課税を前提とした民間預金とは異なり郵貯の生命である。金融自由化への対応は資金運用制度を改善、金利の自由化に伴う競争の激化に備え、入口（預金受入）出口（運用）をフレキシブルな弾力的な流れとし、市場金利連動貯金の創設を大蔵省と接渉中。また、高齢化社会に対する郵貯の役割として一千万円限度のシルバープラン預金（別枠）を創設すると同時に、国民資産の選択の幅を拡大するため国債の郵便局窓口販売の再開を要求、これまでの守りの政策から積極政策へ、時代の要請にマッチした組立、工夫が特徴的に出ている。全通、全郵政一労組もこの政策を全面的に支持し、一体となって新時代への対応へ決意を固めている。

ただ、これは当局だけで答えられるのか、政府も関わるのかということがありますから、労使交渉、政労交渉を考えながら、まず一番大切な雇用問題について、労使が本当に真剣に話合おうという共通の土俵を作りたいと思います。団体交渉事項については表向き拒否されませんが、真剣に話合い何らかのものを作り上げていくという信頼関係は残念ながら薄くなっています。それを何とかして回復したいと思っています。いま国鉄に二七万人の職員がいますが、この人達の雇用問題は、法案がこのまま通ったとしても、国鉄の労使が最大限の努力をして、少しでも不安を解消するのが任務だと思います。その立場で、私どもは素直に当局と話合い、当局も責任はあるわけですし、今日国鉄がこうなった主たる原因は政治にもあるわけで、政治家、当局にも最大限の努力を払ってもらいたいと思っております。